

社会福祉法人 長い坂の会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備等を行うため、次のように行動計画を策定する。

○女性活躍推進法関係

1. 計画期間 令和2年4月1日～ 令和4年3月31日
2. 内容

目標1 職場内ハラスメント〇にする。

【対応策】

ハラスメント規程の周知を行い、職場環境と労働環境整備を行う。

目標2 職員の平均勤続年数を10年以上にする。

【対応策】

各種研修等への参加を促し、職員の意欲向上を図り、併せて労働環境等の改善と、福利厚生の充実を行う。

○次世代育成支援対策推進法関係

1. 計画期間 令和3年3月1日～ 令和8年2月28日
2. 内容

目標1 時間外労働削減への取組

【対応策】

ノー残業デイを設定し、周知と実施を行う。

目標2 地域の子どもの施設見学や交流、若者の職場体験等の受入を行う。

【対応策】

地域の小学校等との交流と職場体験を受け入れ、雇用環境整備と労働環境改善を行う。

目標3 保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

【対応策】

子どもたちの夏休み等を利用し、「親の職員の仕事」と「福祉の仕事」を参観する。